

第1回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会 会議録

平成29年10月3日14時から

成田市役所4階401会議室

(課長補佐) 定刻よりだいぶ早くなりますが、みなさんお集まりですので、これから会議を始めさせていただきたいと思います。会議の前に本日の配布資料のご確認をお願いいたします。

1点目は次第と席次が両面に記載したものです。

2点目は資料1と記載してある「使用料・手数料の見直しに関する基本方針(素案)」です。

3点目は資料2の「成田市の公共施設等について」、

4点目は資料3-1の「公共施設使用料に関するアンケート結果について」

5点目は資料3-2の「成田市インターネット市政モニターを利用した公共施設使用料に関するアンケート結果について」

6点目は「懇談会の委員名簿」

最後は「懇談会の設置要綱」の以上の7点になります。

資料の不足等はありませんでしょうか。

それでは、次に委員の皆様に対しまして委嘱状の交付を行わせていただきます。

本来であれば市長から委嘱状の交付を行うところですが、公務のため出席できませんので、財政課長より委嘱状の交付を行いたいと存じます。

それでは、順にお名前をお呼びしますので交付を受けていただきますようお願いいたします。

(委嘱状の交付)

続きまして、第1回目の会議ですので、委員の皆様の紹介をさせていただきます。名簿の順番にご紹介させていただきます。

A委員です。(挨拶)

B委員です。(挨拶)

C 委員です。(挨拶)

D 委員です。(挨拶)

E 委員です。(挨拶)

次に、財政課長より、ご挨拶申し上げます。

(財政課長)

本日は委員の皆様におかれましては忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。

本市では公共施設等の現行の使用料と証明書等にかかる手数料については、それぞれの行政サービスに応じて様々な算定基準によって設定されています。これらの料金は、他の類似施設料金を参考としていたり、近隣市町村の例にならって設定されているものが多くあるのが現状でありまして、当初の料金設定以来、現在まで消費税相当分を除いた基礎額について同じ金額で長年据え置かれたものも多くありまして、抜本的な見直しが必要と考えております。また、使用料の見直しとあわせまして、これまで前例に倣い行ってきた使用料の減免につきましても、公益性の度合いなどから、標準的な減免基準を設ける必要があると考え、この様な点も踏まえまして、「算定方法の明確化」および「減免基準の明確化」、これらを中心に検討してまいりました。さらに手数料につきましても、平成 14 年度に改定を実施してから 15 年が経過しており、今の単価が現状と照らし合わせ適正な状態にあるかどうか検証すべき段階に来ていると考えております。これらについてはこれまで市役所職員を中心に検討を進めて使用料・手数料の見直しに関する基本方針として素案を取りまとめたところですが、使用料及び手数料の改定は市民生活に及ぼす影響も大きいことから行政以外の客観的な視点から、また、様々な立場、ご見識から多彩なご意見を頂戴し、基本方針をより良いものにしていきたいということで、今回の有識者懇談会を設けさせていただいた次第でございます。配布いたしました資料につきましては、この後、課長補佐、財政係長、資金係長よりそれぞれ詳細な説明をさせていただきますが、本日お集まりいただきました委員の皆様におかれましては、是非忌憚のないご意見とともに、様々な角度からの検討を重ねていただきたいと思っておりますので、よろしくご意見申し上げます、挨拶にかえさせて

いただきます。

よろしく願いいたします。

(課長補佐)

ありがとうございました。次に会長及び副課長の選出についてですが、会長につきましては、設置要綱第 5 条の規定によりまして、委員の互選ということになっております。議事を進めるにあたりまして、仮議長を財政課長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(仮議長 財政課長)

それでは、しばらくの間、進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。着座にて進行させていただきます。

ただいま事務局より説明がございましたが、会長の選出につきましては、設置要綱第 5 条の規定によりまして、委員の互選により決定することとなっております。

会長の選出につきまして、委員の皆様よりご意見、ご推薦等ございましたらお願いいたします。

(委員より事務局一任の声)

(仮議長 財政課長)

はい、それでは、事務局の方の案をご提案させていただきます。

(課長補佐)

はい、それでは、大変恐縮ではありますが、事務局からのご提案ということで、大学教授である A 委員を会長にお願いしたいと考えております。

(仮議長 財政課長)

ただいま事務局から、A 委員を会長に、というご提案がございましたが、いかがでございましょうか。

(委員より異議なしの声)

(仮議長 財政課長)

では、A 委員を会長にすることにつきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手)

(仮議長 財政課長)

ありがとうございます。挙手全員でございます。それでは A 委員を会長と決定させていただきます。これを持ちまして私の役目を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(課長補佐)

ありがとうございました。それでは、会長には、中央の席にお移りいただきまして、ごあいさつをいただければと思います。よろしくをお願いいたします。

(A 会長)

大変お世話になります。今、委員の皆様方の同意をいただきまして、微力ですが、会長の職を引き受けることになりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。まず初めにご挨拶をさせていただきます。

(会長挨拶)

よろしくお願い申し上げます。

それでは、副会長の選任に入りたいと思います。

それでは、次に副会長の選出に入りたいと思います。副会長につきましても、設置要綱第 5 条の規定によりまして、委員の互選ということになっております。副会長の選出につきまして、委員の皆様方の意見を求めます。

(委員より事務局一任の声)

(A 会長)

それでは事務局からご推薦いただければと思います。

(課長補佐)

それでは、恐縮ではございますが、副会長につきましては、B 委員にお願いしたいと事務局では考えております。以上でございます。

(A 会長)

それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(委員全員の挙手)

(A 会長)

それでは B 委員を副会長ということでよろしくをお願いいたします。ご挨拶をよろしくをお願いいたします。

(B 副会長挨拶)

(B 副会長)

どうぞよろしくをお願いいたします。

(課長補佐)

設置要綱第 6 条第 1 項の規定によりまして、会議の議長は、会長にお願いすることになっておりますので、A 会長、よろしくお願いいたします。

(A 会長)

それでは、会議に入らせていただきます。第 1 回目の会議ということもありますので、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（素案）」について、事務局から説明をいただきたいと思います。

(課長補佐)

はい、それでは、わたくしからは、基本方針（素案）策定までの経緯について、説明させていただきますが、まずその前に、成田市の公共施設の使用料等の現状についてご説明したいと思います。資料 2「成田市の公共施設等について」をご覧くださいと思います。成田市の公共施設につきましては、資料 2 のとおり、成田市公共施設等総合管理計画において 12 のカテゴリーに分類されております。市民文化系施設では公民館、共同利用施設など、社会教育系施設では図書館、記念館、資料館など、スポーツ・レクリエーション系施設として総合運動施設、スポーツ広場などとなります。以下、記載のとおりとなっております。

使用料については、各施設の設置及び管理に関する条例により定められておりますが、公民館等の一部の施設では統一的な基準がないまま使用料の減免が行われていたり、また、スポーツ施設の一部では、設備が整っているのにもか

かわらず、無料となっている施設もあり、受益者負担の原則から考えると課題があると考えられております。

このような現状の中、使用料・手数料の見直しについては、成田市第 5 次行政改革大綱の中で、持続可能な財政構造を構築するため引き続き積極的に取り組むものとされており、行政改革推進計画でも、受益と負担の公平の確保のため、使用料・手数料の見直しを実施すると位置づけられていることから、平成 27 年 6 月に市内に受益者負担適正化検討委員会とその部会である使用料検討部会及び手数料検討部会を設置し、市政モニターや施設利用者に対するアンケート調査を実施するなど、使用料及び手数料の見直しの基準となる基本方針の策定作業を進めてまいりました。

資料 3-1 をご覧ください。平成 27 年 7 月から 8 月にかけて実施した公共施設使用料に関するアンケートの結果となります。アンケートの対象者は市内の 53 の公共施設の利用者で、266 人から回答を得ることができました。調査結果の主要部分について説明をさせていただきますと (2) の公共施設の利用状況では、使用する理由として、「使用料が安いから」と回答した人は約 32%であるのに対し、「家や職場に近いから」と回答した人が 52%、「イベント、活動などがその施設で行われる」と回答した人が 49%となっており、公共施設は「安さ」だけでなく、アクセスやイベント・活動内容によって利用されていると考えられます。

次の (3) 公共施設の料金設定については、中段に記載してあるとおり、「安い」あるいは「概ね適切」と回答した人は 67%で、そのうち、公共施設のコストに関して、「施設利用者の負担（使用料）と公費（税金）でバランスを考慮しながらまかなうべき」との回答が約 80%を占めており、料金設定が適正な範囲であれば、施設の利用者がコストを負担することは許容されると考えられる結果となっています。また、最後の段落になりますが、使用料を設定する際に重視すべきものについては、「施設の運営に係る経費（運営コスト）」を重視するという回答が約 45%と最も多く、類似施設の状況を踏まえたうえで、施設ごとの状況に応じた料金設定が求められていることがわかります。

アンケートの結果として、施設利用者の負担については、それぞれの施設の目的や性質等を十分に考慮したうえで決定されるべきであり、そのためには施設の運営コストに加え、施設を利用する者と利用しない市民の負担（公費負担）

のバランス等を十分に検証し、適正な使用料を設定する必要があるという結果となっております。

資料3-2はインターネット市政モニターによる公共施設使用料に関するアンケートの結果となります。対象者はインターネット市政モニターに登録している326人で、そのうち226人から回答があり、回答率は69.3%でした。同じく主要な内容につきまして説明させていただきますと、(2)の公共施設の利用状況については、2ページ目に記載してありますが、公共施設の利用者に対するアンケート調査とは違い、モニター登録者へのアンケートであり、回答者の施設利用は少ないのですが、公共施設を利用する理由については、「イベント、活動などがその施設で行われる」が最も多く約69%、「使用料が安いから」と答えた人は約29%であり、先ほどの利用者アンケートと同様に、公共施設は「安さ」だけでなく、アクセスやイベント・活動内容によって利用されていると考えられます。

また、(3)公共施設の料金設定についても、ページの最後の行ですが、使用料を設定する際に重視すべきものについては、「施設の運営に係る経費（運営コスト）」を重視するという回答が約52%と最も多く、類似施設の状況を踏まえたうえで、施設ごとの状況に応じた料金設定が求められており、2つのアンケートとも同じ結果となっております。

このように2つのアンケートの結果は大きく異なるものではなく、施設利用者及び施設をあまり利用しない市民、どちらの立場からも、施設利用者の負担については、それぞれの施設の目的や性質等を十分に考慮したうえで決定されるべきであり、施設の運営コストに加え、使用料と公費負担のバランス等を十分に検証し、適正な使用料を設定することが重要であるという結果となっております。

これらのアンケート調査の結果や庁内の検討委員会を3回、部会を4回開催し、議論して策定いたしました、お手元の資料1「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（素案）」につきまして、その概要をこれから説明させていただきます。まず、使用料の見直しについて、財政課財政係長からご説明いたします。

(財政係長)

それでは引き続き、私から、使用料の見直しについて、ご説明させていただきます。

資料1、基本方針（素案）の1ページをご覧ください。使用料の設定に関する基本的な考え方についてでございます。公共施設の運営や行政サービスの提供は、受益者が応分の負担をし、公平性を確保することが原則です。

受益者に対し応分の負担をお願いするに当たっては、使用料の積算根拠を明らかにし、わかりやすく説明できるよう透明性を確保する必要があることから、資料の2ページ上段に記載しておりますとおり、この方針では、使用料算定の基本的方式を定めることといたしました。

原価の考え方は、記載がございますが、後ほど改めてご説明させていただきますが、まず、原価の算定方法につきましては、①に記載してありますように、会議やホールなどにつきましては、一定のスペースを占有する場合、人件費や施設の維持管理経費などを施設の総面積及び年間の使用可能時間で割り、その算出された数値に、実際に市の方が貸し出す面積、時間をかけることで算定しております。

それから、②に記載しております、こちらについては別の算定式で求めることとしておりまして、プールなど共用の施設、こちらの場合につきましては、人件費や施設維持管理経費などを年間の利用件数で割り、そのような形で算定することとしております。

③につきましては、それ以外の施設ということで、例外的なものにつきましては、施設の個々の性質等を考慮いたしまして算定することとしております。

この様に、算定されました原価に対しまして、各施設の性質別の分類に基づく、受益者負担割合やその下にあります、利用者区分となりますけれども、大人や子ども、市民と市民以外などといった利用者区分によって異なる割合を乗じることによりまして、使用料を決定することといたしました。

次に、2ページの下段からをご覧ください。

対象施設の明確化という所になります。今回見直しの対象といたしました施設でございますが、無料としております施設も含めまして、広く市民の利用に供している全ての施設としております。ただし、3ページをお開きください。3ページの(2)、こちらの除外施設という欄にお示ししておりますとおり、法令等

を根拠として使用料が規定されております施設（具体的には公営住宅法に基づく市営住宅の使用料などが該当いたします。）や、国・県の基準に準じて使用料が算定されている施設、児童ホームの保育料や大栄幼稚園の時間外保育料などがこれに該当いたします。これらにつきましては、使用料の算定が今回の基本方針案に準拠しないため、除外施設として扱うこととします。

また、(3)の指定管理者に関する記載がございますけれども、指定管理者の中で利用料金制度を導入している施設については、原則として、指定管理期間途中での見直しは行わないこととします。

それからその下の(4)の駐車場につきましては、公共施設に付帯する駐車場の使用料は、利用者の利用促進を図る観点などから、現状維持といたしますけれども、目的外使用を行う場合は、駐車場使用料の徴収について、今後検討していくこととします。

次に、4ページをご覧ください。

使用料算定に当たっての基本的な方式につきましては、先ほど2ページで、「使用料＝原価×性質別受益者負担割合×利用者区分」と説明いたしましたが、これらの原価、性質別受益者負担割合、利用者区分について、改めてご説明させていただきます。

まず、使用料算定にあたっての基礎となります原価についての考え方でございますけれども、サービスの提供に要する経常的な経費を対象としまして、施設の建設等に係る経費、減価償却費につきましては今回の対象としておりません。これは、投資的経費は一時的なものでございまして、また、公共施設は市民の誰もが利用する機会を有し、誰もが受益者となりえるのが原則でありますことから、施設の建設コストにつきましては公費負担とし、受益者の負担は求めないという考え方に基づくものでございます。

原価と公費の負担割合につきましては、5ページの表に整理してございますので、後ほどご覧ください。

次に、施設サービスの性質別分類と受益者負担割合についてですが、6ページをご覧ください。

先ほどご説明申し上げましたとおり、今回の使用料見直しに当たっては無料

施設についても対象としておりますが、法令等により使用料を徴収できない公共施設のほか、有料化した場合の収入額よりも使用料を徴収するための費用の方が多額になる場合、有料化により利用者の減少、利用率の低下を招き、公共施設本来の設置目的が果たせなくなるおそれがある場合、その他政策的な見地から使用料を無料とする場合については有料化を見送るものとしております。

次に 6 ページの中段以降でございます。(2) 施設サービスについてはサービスの性質が基礎的なものであるか、あるいは選択的なものであるかを基準とする公共性、また、(3) におきましては、民間による同種サービスの提供の有無など、当該サービスが市場的か非市場的かを基準とする収益性ということでお示ししております。この 2 つの指標によりまして、各施設を性質別に分類することといたしました。7 ページをご覧くださいませでしょうか。こちらのページに記載、図示しておりますけれども、この図のように、先ほど申し上げました公共性と収益性、この 2 つの指標の観点から、各施設を記載しております 4 つのグループに分けることとしております。

100%のグループ 4、75%のグループ 3、50%のグループ 2、0%のグループ 1ということになっております。各グループの主なものについては、7 ページ及び 8 ページに記載しておりますが、グループ 1、受益者負担割合 0%のものとして、集会施設や公園などが挙げられます。受益者負担割合 50%、グループ 2 と分類したものでございますけれども、こちらにつきましては、斎場やスポーツ広場などを対象としております。それから、受益者負担割合を 75%としました、グループ 3 につきましては、駐輪場、コミュニティセンターなど、最後に受益者負担割合を 100%のものとして、国際文化会館と文化芸術センターがあります。

また、8 ページの中段からグループ 5 として適用除外施設というものを記載しております。これは、サービスの性質上、今回の基本方針の案に沿った算定がそぐわないと判断されるもので、主に法令や国・県などが定めた基準を算定根拠とする使用料、政策的な見地から有料化を見送るものとしたものでございます。

次に、9 ページをご覧ください。

説明、重複しますけれども、先ほどご説明いたしました各公共施設の受益者負担割合について、公共性と収益性の 2 つの指標で分類し、グループ分けした、

本市における各施設的具体例がこちらに図示されたものとなります。

10 ページをご覧ください。

中段に、基本方針の利用者区分による負担基準を記載しております。具体的には、(3) ①におきまして、市民料金の2倍を上限とする市外料金、②は同じく2倍を上限とする営利目的での利用、③は学齢等に応じた子ども料金について負担基準をお示したものでございます。

引き続き減免措置についてご説明させていただければと思います。

11 ページ中段から 12 ページ中段までは使用料の免除、全額免除の内容につきまして、それから、12 ページ下段から 13 ページにかけては使用料の減額、一部の減免ということについて記載をしております。負担の公平性を確保するうえで、減免規定の運用は、使用料金の設定と同様に大変重要なものであることから、今回統一的な基準をお示しするものでございます。

まず、全額免除につきましては、

資料の 11 ページに記載されておりますので、11 ページにお戻りいただけますでしょうか。

11 ページ (2) ①使用料の全額を免除という欄をご覧ください。

具体的な例でございますけれども、

ア 市が主催または共催するとき

イ 区・自治会、行政委員会、各種審議会等が行政目的で主催または共催するとき

ウ 市内の公共的団体が行政活動の協力目的で施設を利用するとき

エ 市内の保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校が保育・教育目的で利用するとき

オ 当該施設の指定管理者が当該施設を公共目的で利用するとき

カ 障がい者が利用するとき

以上を統一基準とし、公平性・公正性の確保を図ろうとするものでございます。

次に、②の 12 ページ以降にお示ししております、一部を減額する場合でご

ございます。こちらにつきましても同じようにご説明させていただきますと、

ア 公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき

イ 市内の保育園、幼稚園、小・中学校以外の学校が教育目的で利用するとき

ウ 市が協力・協賛するとき

これらにつきまして、統一的な基準とし、50%を減額しようとするものでございます。

具体的な施設の例で申し上げますと、現在、本市では公民館を登録団体が利用する際には、原則として使用料を全額免除としているところですが、今回の統一基準により、一部減額（50%）となり、正規の料金の50%をご負担していただくというような案となっております。

次に、14ページをご覧ください。

激変緩和措置についての規定です。本基本方針案に基づく見直しによりまして、改定後の使用料が現行料金を大幅に上回る場合など、利用者の負担増が施設利用に及ぼす影響が大きいケースも想定されますことから、使用料の改定率は現行料金の1.5倍を上限とすること、また、最大で3年間の段階的移行期間を設けることができることとしております。

以上が使用料見直しについての説明となりますが、本基本方針案を策定するに当たりまして、施設を所管しております担当課等から意見があったもの等につきまして、いくつか私から口頭でご紹介させていただきます。

まず、原価算定についてでございますが、各施設に従事している職員の人件費を含めるべきとの意見があり、本基本方針では施設の維持管理や貸出業務に要する部分の人件費は原価の算定に含めることといたしました。

また、同じく先ほどもご説明いたしましたけれども、原価算定について、減価償却費を含めることについて、他の自治体では、使用料の見直しに当たりまして、原価に減価償却費を含めている場合と含めていない場合がございます、それぞれ対応が分かれている現状でございます。本市におきましては、公共施設は誰もが利用する機会を有しているため、特定の利用者の負担ではなく、公費負担とすること、また、施設の建設に係るコストは、建設時に一度、住民が税負担しており、使用料の算定基礎に取り入れることで更なる負担を強いる可

能性があること、本市の特徴である空港関連税収を市民サービスとして還元するという意見等もあることから、減価償却費については原価に含めないこととしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、他の自治体でも対応が分かれている状況でございます。減価償却費を原価に含めない自治体は、近隣では印西市、木更津市、流山市などがあり、逆に含めている自治体といたしましては、四街道市、我孫子市などで、また、佐倉市においては8月定例会にて施設使用料に係る条例の改正し、減価償却費を原価に含めることとしておりますので、今後、委員の皆様から、こういったところからもご意見をいただければと考えております。

また、原価算定に当たりましては、施設の供用スペース部分や事務室の維持管理費まで利用者に負担を求めることは適切ではありませんが、同規模同種の施設でも共用スペースの有無などによりまして、使用料に差が出るのではないかという意見がございます。総コストを共用部分から除外してしまうことによって、共用部分の広さによって、同施設であっても負担する使用料が変わってくるという意見なんですけれども、こういった所につきましては、個々に調整が必要かどうか検討したいと考えておりますので、今後ご意見等を頂戴できればと考えております。

さらに、減免の基準につきましては、現在行われている地域イベントなどで使用料を全額減免しておりますが、今回の統一基準により、免除ができなくなるとの意見も寄せられているところでございます。しかしながら基準の中で、公共的団体が行政活動の協力目的で利用する場合は減免できることとしておりますことから、その要件に合致するか個別に判断し対応していくということで考えておりますが、利用団体によっては、基準適用前と適用後で、負担が大きく変わることも想定されますことから、その点についてもご意見を頂戴できればと考えております。

以上で私からの使用料についての説明を終わります。

よろしく願いいたします。

(課長補佐)

続きまして、手数料の見直しについて、財政課資金係長からご説明いたします。

(資金係長)

続きまして、私からは手数料の見直しについてご説明させていただきます。

基本方針素案 15 ページをご覧ください。

まず、(1) にありますように、手数料は、地方自治法第 227 条において、特定の者のためにするものにつき、徴収することができるというような形で規定されており、手数料の性質については、地方公共団体が行う役務に対する対価と考えられております。そのため、手数料にかかる受益者負担率についてなんですが、こちらは 100% とすることを基本としております。

同じページ (2) の手数料の分類なんですが、手数料につきましては大きく 5 つに分類しております。

- ① 全国的に市町村で実施している事務で、政令により標準的な額が定められているもの。代表的な物は戸籍謄本の交付手数料といったものが挙げられます。
- ② 県が実施している事務の一部を法令等の条件を満たす市町村が行い、県及び同様の事務を行っている他市町村で定める額と同水準で設定しているもの。こちらは、長期優良住宅の認定申請の際の手数料などが挙げられます。
- ③ 事務処理の特例により、県から一部の市町村に委譲された事務で、県及び委譲を受けた県内他市町村と同水準の額を設定しているもの。都市計画法の開発許可申請、こちらの手数料などが挙げられます。
- ④ 事務処理の特例により、市町村に委譲された事務で、現在県では当該事務を行っておらず、県内の市町村が同水準で額を設定しているもの。屋外広告物の許可手数料などがあります。
- ⑤ 市町村が実施する事務で、手数料について、当該市町村がそれぞれの設定方法により額を定めているものがあります。こちらは納税証明書などがあります。

今回の手数料の見直しにつきましては、⑤の市町村がそれぞれ定めるものについて見直しを検討しております。

次に 18 ページをご覧ください。手数料につきましても、使用料と同様に、受益者負担の原則に基づいて、人件費や事務費などの原価に受益者負担率、こちらは先ほど申し上げましたが、100%となります。その負担率をかけて、年間の処理件数で割ることで、手数料の額を算定できるように基本的方式を定めております。

また、見直しの対象となる手数料なのですが、18 ページの下段から 19 ページにかけて一覧表にしております、地方公共団体の手数料の標準に係る政令により定められたものや、権限移譲等により国県から市町村に移譲された事務に係るものは除いております。

今後、原価の算定を各担当課でしていただきまして、他の市町村の状況等を踏まえ、必要な改定を行っていく予定ではありますが、現時点で、資産税課にて発行しております、表の真ん中ほどにあるんですけども、住宅用家屋証明、こちらは、成田市では 300 円で交付しているんですけども、他の市町村はほとんど 1,300 円ということで、開きがあるということで、こちらの改定等、わずかなものにとどまる見通しとなっております。

手数料なのですが、減免については、使用料とは異なりまして、成田市手数料条例に減免できる要件が定められておりますので、今回の方針には記載されておられません。簡単ですが、以上で、手数料の見直しについての説明は終わりになります。

(A 会長) それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。

(A 会長) ちょっと、私から、今回の委員会で我々がすべきことは、素案をどうするかということなんでしょうか。

(財政課長) そうですね。素案について、見直すべき点、お気づきの点がございましたら、そういった点についての指摘をいただきたい。というのが、まず 1 つございます。

(A 会長) では、個別のものというよりは、この素案全体についてですね。
(財政課長) はい。基本的な考え方等につきましてのご意見なども頂戴したいと考えております。

(A 会長) わかりました、そうすると僕の理解では、おそらく使用料の方は、減価償却分を計算にいれないままで良いかどうかが一つの論点だと思いますし、まあ、成田市に関しては飛行場があるということで、財源的には比較的、まあ基本的には、お金が沢山あればあるならば、料金は安ければ安いほど良いわけですね、場合によってはみんな 0 円というのがベストで、みんな、言ってみれば公共サービスは税金の範囲内というのが、それが一番望ましいやり方だと思いますが、まあ、なかなかそうもいかないし、便益がその人に特定されてしまうという場合をどうするか、ということになるかと思しますので、で、まあ、成田の場合は、財源的には比較的、とは言うものの、飛行場があることによる、騒音問題とか、そういうものを抱えている中で、財源がそこそこあるところで考えれば、減価償却分まで計算に入れなくていいのではないかという論理が一つあるのと、それから、一般論で言うと、今、建替え計画ですとか、これからいろんな古い施設をどうするかとどの自治体も大きな問題になっているというふうに考えると、その問題も少しは加味していくべきではないかという論点あたりがこのあたり出てくるのかなというふうに思います。それから、手数料の方は既に決まっているものですが、さきほどお話ありましたが、⑤の部分で市町村でという所の議論になりますので、この辺は他の自治体との比較をしていかないと、当然それは手数料算定の計算方式からみてあまりにも違ってくるというような所を、というような形になるかと思しますが、まあ、お話を伺ってそういった形になるかと思しますが、何かございますでしょうか。

(C 委員) 基本的なお話というか、参考までにお伺いしたいのですが、成田市では、使用料・手数料はどのくらいの歳入があるのでしょうか。

(財政課長) 29 年度の予算書で申し上げますと、使用料が、約 5 億 3,000 万円、手数料が約 5 億 1,000 万円となります。

(C 委員) 使用料の件数、手数料の件数は、調べたことはありますでしょうか。かなりの数になるかと思いますが。

(財政課長) 件数というのは種類でしょうか。

(C 委員) 種類です。

(財政課長) 厳密にはですね、決算書を見ましてもその他でまとめられているものもあるので、全ての件数が網羅されているわけではございませんが、一応これまでの検討の中でですね、施設のランニングコストを施設毎に全て、25、26 年度の決算を基に算定した資料がございまして、それに充当すべき使用料というものも決算、ちょっと古いんですけども、資料としてはございます。ただその内訳まではですね、実際には精査しておらず、使用料はいくらであるか、額を中心とした資料として整理をしております。今後ですね、もう平成 29 年度ですので、28 年度決算に置き換えた資料を作成して、それを基に検討していただくことも現在考えている所でございます。使用料・手数料とも決算書に標記されているもので 40 ずつ。これは主なものということでご理解いただいた方がよろしいかと思えます。

(E 委員) この見直し自体が私はすごく賛成です。

まあ、一つの方向性から、住民の目線からすると、公平性、そういう意味でやっぱりある程度やるべきなのかなと思います。その見直しもですね、定期的にする必要があるのかなと思います。まあ、5 年なりとスパンを決めて一斉にやらないと中々個々には見直しできない性質のものだと思いますので。これを一定の何かを決めてですね、実際に実行するべきなのかなと思いますので、その点は定期的に行っていくようということ。どうしてもこの、歳出の方は毎年予算査定等で比較的審査していくんですが、歳入のこういう部分というのはなかなか、その年の査定でどうのこうのと決められないものなので、一定の期間で一斉にやりましょうというふうに進めていく必要があるのかなと。定期的に行っていただければと思います。あと、急に細かい点になりますが、利用者区分の所で、市外の人とか、営利を目的とした場合の、2 倍ですか、それは、大丈

夫なんでしょうけれども、原価を上回るということはないんですかね。2倍にした場合、単純にこう何でもやってしまうと。

(財政課長) はい。まず、2倍にしたのは、受益者負担率の標準を50%としてとらえておりますので、その2倍ということで原価相当分というような考え方でございます。もちろん、受益者負担が50%より高い施設につきましては、そのまま2倍してしまうと、原価を上回ってしまうというケースも考えられるんですけども、そちらについては、基本方針ではなく、過去の施設毎に精査をしていこうと考えております。それと、見直しのサイクルですけども、課長補佐の方から。

(課長補佐) すいません。最後の20ページ、説明が漏れてしまいました。

一番最後の所に、3年を目途に定期的な見直しを行うということになっております。

(E委員) もう一点よろしいでしょうか。団体で例えば集会施設を借りたいという場合に、財政基盤の強くない所は市から補助金もらっていたりすると思います。そうすると、はみ出し現象と言いますか、使用料を取るとなると、今度は、じゃあ、補助金額上げてくださいみたいな話になってくる、そういう話も出るのかなと思って。そこまで市が負担すべきかどうかということで、査定の対象というか、判断の機会になっていいのかなと思うんですけど。そんなこともあるのかなということで。話を聞いていて、思った次第です。査定の時に補助するのかどうか決められるので、やるのはいい方向かなと思います。

(財政課長) 実は、今年度ですね、使用料・手数料の見直しと並行しまして、団体運営費補助金の見直しも実施をしております。まだ、全部ヒアリングを終えた訳ではないんですけども、やはり、今、E委員のおっしゃられたように、財政基盤の弱い団体であって、非常に公益的な活動をしている団体、そういったところはですね、例えば公民館ですとか、コミュニティセンターの使用料を上げることで、その団体の活動が制約を受けてしまう恐れもたしかに考えられ

るところではございます。そちらの方についてはですね、今現在答えとしては用意してはございませんが、担当課の方を通じてですね、何らかの折り合いがつけるような調整をしなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

(B 副会長)

今、E委員の話で、今後3年ごとに見直しということで、結構なんですけれども、やはり、15年の間、使用料・手数料を見直すべきだという声は出なかったのですか。おそらく、みんな各自治体、3年とか4年とかの周期で見直しをされているんだと思うんですけど、それはやっぱり、財政的にある程度余裕があるから、よく収入源を確保するために、使用料・手数料の見直しをするっていう考え方は結構あるので、成田の場合は、それは、やっぱり余裕があるからかなと思ったんですけど、是非、定期的にやっていただければと。

(財政課長) はい。この15年間の事情といたしましては、上げなかった理由はこれだというふうな確たる理由っていうのは、やはり今おっしゃられたような、財政が豊かである、従って市民に負担を求めることが憚られたというのが、直接的な事情であろうかとは思いますが、実は、平成18年3月にですね、市町村合併を下総町、大栄町としておりまして、その中で様々な公共施設等の料金の統一ですとかも事務事業調整ということで、統一的な料金にしてきたという経緯がございます。それがですね、合併してすぐに上げたんでは、なかなか市民への説明がつけづらいというような事情もあったのではないかなというふうに考えられる所でございます。

(B 副会長) よくわかりました。先ほどから入れる、どうするかというところの一つに、減価償却の話がありまして、私も素人なんでよくわからないんですけど、たぶん減価という所から考えると、減価償却を入れるというのが理論的には正しいのかなと思うんですね、ただやはり、今お話しあったように、会長さんからあったんですけども、公の施設ということで、市民の税金が投入されるということで、財政的に許せば、減価償却は入れないという考え方をして

もいいのかなど、基本は入れるべきでしょうけど、ただ、行政の判断としていいのかなどと思います。

(C 委員) その関係で、結局、減価償却、基本的な考え方でいけばそうことなんだろうと思うんですけども、建物一つ作れば起債で15年とか20年とかでやりますよね、そうすると、後から所得が生まれてくる、そういう人達からの分も今の世代の人達が払いながらやっていくわけですよ、ですから、役所の中で、考え方としてはあれなんだろうけども、公共施設を作っていく上では、広く、結局、使う人も使わない人も、まあ、所得のある人というか、そこまではちょっと言い過ぎですけど、均等割の分も含めてですね、やっぱり負担しているという考え方。こんな話聞いたことありますか、例えば大きな住宅地の開発をやって、そこに公民館を作ったと。そうすると、その住宅地に住んでいる方々が、端的に言えば、我々は潜在的にその施設を負担している、施設相当分というか、土地を提供しているだと、その土地の提供が今度はこの家の坪当たり単価に跳ね返っているんだと。かつて成田が昔、都市計画税の減額をやった記憶があるんですよ。その時も恐らくそういう議論があったような記憶があるんですけど。まあその辺はよくあれですけども、ただその、減価償却、建物だって極端に言えば、ある開発のある時点では、開発業者に負担させたという経緯も、これはどこの市町村もみんなだいたいそんなことをやってきたんですよ、昭和50年代、60年代、まあ、だからその辺で、確かに考え方は、減価償却はあれですけども、なんだか、成田の場合それがいいかどうかというのは。

(A 会長) まあ、総務省が公会計改革を進めているので、公認会計士に言わせると、全部減価も入れて、僕も公認会計士と一緒に地方回ったこともありますけど、減価まで入れないといけない、発生主義だと言われてしまう中ですよ、まあ、だから一方において、さっきも言いましたけれど、ここは空港によるデメリットも負いながら、財源が確保されているんだから、住民のみなさんにそこまで強いる必要もないだろうという考えと、それからまあ、今おっしゃったような意見と関係するのは、地方債というものを発行する場合、当然後年度分に後から来た人は、部分部分を負担していただくのだから、むしろ今一括でお

金を負担するより、借金であった方がいいんだとかいう考え方もありますし、まあそうした、今の時代の人が払うべきなのか、後の世代が払うべきなのか、で、まあ、もう一つ別な観点は、結局、施設が長々ともつと思いきや、日本はこうした湿気がかつ、地震も多いところで、そうした中でそんなに長持ちするわけではないと、でも騙し騙し使っているわけで、そうなると、そのコストも全部じゃなくとも少し入れてもいいんじゃないかという考え方もありますし、まあ、どれもそれなりの理屈があるわけで、だから、今回この28年5月の素案は、まあ、それが大きくて、ということなんで、まあ、考え方としては、とりあえずそれで、次の課題として置いとくのか、財源面ではまだそんなに厳しい段階ではないですし、まあ、ここは、交付税来てないですから、交付税来ている所の場合は、後回しにして、地方債の発行で後に交付税で面倒みてもらうことになることもあったりするわけで、まあ、この場合そういう訳でもないでしょうし。

(財政課長) すいません、一応成田市は、交付税の算定上は、不交付団体というふうになっておりますけれども、先ほど申しあげました平成18年3月の市町村合併によりまして、合併の特例ということで、平成27年まで10年間は交付税をですね、下総、大栄町、両町がもらえるはずだった交付税はそのままいただいているという状況でして、その後28年からですね、5年かけて段階的に減らされていって、33年には0になるというような見通しでございます。

(A 会長) まあ、前に比べるとね、財政力指数も少し落ちたような。

(財政課長) そうですね。

(A 会長) 昔は豊田市とトップを争っていたような。

(C 委員) 私が聞いちゃってあれですけど、特別会計の部分の使用料、下水道だとか、水道なんかがこの中には入っていないのでしょうか。

(財政課長) そこは入れてはございません。あと、特別会計とみなすべきであ

る駐車場等も含んではおりません。8 ページをご覧いただきたいと思うんですけども、8 ページの中段にグループ 5 として適用除外施設というものがございますが、その中で (d) 公営企業など独立採算を基本とするもの、営利を目的とするもの、こういったところにですね、下水道ですとか、農集、市場、そういったものをグループ分けしております。

(E 委員) それは、この基準には該当しないけど、この際にやりましょうということはないんですか。タイミング合わせていこうとか。独自で何年か毎に見直すとかなのかなのか。

(財政課長) 国の方針でですね、公営企業については、平成 32 年度までにそれぞれの公営企業で経営戦略を策定して、今後の運営の見通しをとというのがございまして、その中で適切な料金設定を含めたものがなされているだろうと考えております。

(A 会長) この基準に則ると、今までの受益者負担、金額としては具体的にどれくらいになるのか。

(財政課長) 昨年の 5 月に庁内の庁議という意思決定機関に諮った際は、使用料でおおよそ 2,000 万円、手数料では 50 万円程度の増収ということで報告しております。

(A 会長) 個別の使用料等は、あまり変化しないのか。

(財政課長) 個別の使用料は、例えば、比較的狭い範囲の小さなスペースを借りる場合ですと、現状維持かやや下がる傾向が見られます。その代わり、スポーツ施設のように広い面積を占有するものについては、どうしても上がってしまう傾向が見られます。まだ完全に精査されたものではございませんので、再度見直した時に、どうなるかというのは、検証不足の所がございましてけれども、前回の検証ではそのような傾向でした。

(A 会長) この間のアンケート結果を見ると、概ね安いから利用したとか、高いとかというのはあまりなくて、この基準に則って改定しても、この辺はおおいいに変化するような感じではないと。

(財政課長) そうですね。

(A 会長) 受益者負担率はどういう根拠か。

(財政課長) 受益者負担率を今回 0 から 50、75、100 と分けましたのは、他市の事例を参考にしたというのがありますが、私どもより少し前に見直しを行っている団体は、グラフを十文字に書いて、4つのエリアに分けまして、4区分というのにしたものを、成田市ではもう少し細分化しまして、6つに分けて、グループとしては4つになるんですけども、考え方として6つに分けまして、それぞれ、最も適切であろうグループに施設を分類したのものです。

(A 会長) まあ、そうは言っても僕がこれはこっちだろうと、そんな簡単に言えるものではないので。他の自治体よりはより細かく分けたということですね。

(財政課長) はい。

(A 会長) これはこっちだろうというのがもしあれば。

(財政課長) 公共性の基礎的、選択的と言いますのは、基礎的というのは、例えば市民が、必ず利用するであろうというような施設を基礎的というふうに分析しておりまして、選択的というのは、個人の趣向により、使う人は使う、使わない人は使わない、というふうに個人の趣味趣向により、必要性が大きく異なってしまう施設、これを選択的というふうに分類しまして、縦軸の市場的、非市場的というのは、民間企業が参入して営利として成り立っているか、いないか、そういったところから分類しました。

(A 会長) 概ねこれで良いという感じがします。文化芸術センターは芸術系のイ

ベントをやったりするのですか。

(財政課長) 営業としての、公演、コンサート、歌舞伎などをやっております。

(A 会長) 文化的なレベルがあがると、住民のレベルがアップするということもあるので、そうなるとう基礎的なサービスと言えることもあるので、そういった施設の使用料はできるだけ安くしましょうとかいうこともあります。ノルウェーの国立美術館は無料で、国立なので、市とは話が異なることもあるが、スウェーデンなども文化的な施設は無料でしたが、最近世界的な流れもあり、有料となったようだが、税金が高いところで入場料を取るようになってきている。ただ、文化レベルがあがるということは、住民のレベルをアップさせるという上で、そう高くなくてもいいだろうという考え方はあります。難しいところもあります。それなりにコストがかかる分野ですし。

(B 副会長) 文化芸術センターは場所を貸すというイメージが強いのか。

(財政課長) そうですね。

(A 会長) これは収益性も相当見込んでいるのか。うまくいっているのか。

(財政課長) 自主興行が多く開催されていますので、どうしても、民間の公演よりも収益性は落ちます。類似施設である文化会館は、営業としての公演等を多く開催していますので、そちらの方が収益性は上かと思えます。

(E 委員) 客席数は。

(財政課長) 国際文化会館は 1,000 席以上、文化芸術センターは 300 席で、営業としては厳しい規模です。しかし、駅前という好立地ですし、なるべく稼働効率を上げていく努力をしております。

(D 委員) 小学校など、使用料ではなく、年間の管理料を払っている事例はある

か。

(財政課長) 全国の自治体を見ますと、学校の敷地内に先生が車を停めている場合に使用料を徴収している例があります。行政財産の目的外使用としてです。

(C 委員) 私の地区では、中郷公民館と廃校した旧中郷小学校があり、学校の跡地利用が進んでいる。公民館は減免、学校は使用料と取る。この辺のバランスをどう考えるか。また、全体的に細かい料金設定が見受けられるので、もう少し、簡素な料金設定はできないのか。

(財政課長) まず、類似施設の料金は、学校跡地と公民館は地元の利用形態としては同様のものと捉えられることが多いのですが、その他にも公民館とコミュニティセンターなど、どちらも貸館と捉えた場合には、借りる側にしてみれば全く違いはありませんが、公民館は受益者負担率 50%、コミュニティセンターは受益者負担率 75%としており、一般的に公民館は社会教育全般を推進する建物であること、趣味性の高い設備は入れていないのに対し、コミュニティセンターはスタジオ、ホール等、趣味性の高い設備を入れている関係から、差をつけております。また、使用料徴収の簡素化については、運動施設ですと、登録カードで管理をしており、将来的にはそのカードに決済機能がつけば、簡素な徴収になるかもしれませんが、現在そういった話にまでは至っておりません。今後の課題ということにさせていただきたいと思えます。

(E 委員) 会議室は公民館にもコミュニティセンターにもある。会議室に限れば、文化会館にもある。料金設定のバランスの取り具合が非常に難しいと思う。

(財政課長) 公民館の利用者は地区で区切られているのが原則で、地区の方が利用すると位置づけられてはおりますが、サークル活動が広範囲にわたる場合はあるので、サークルの誰かがその地区に住んでいれば自由に使えることとなります。そちらにつきましては、現在これとあって対策がないのが現状です。公民館は浦安市が一昨年あたりに、減免なしの全館 100 円という低廉な価格で、広く薄く負担を求めることとしたようです。こちらも他市の事例ということでは

参考にしましたが、他の類似施設とのバランスもあるため、実現には時期尚早と考えています。

(E 委員) 公民館の料金は決まっているが、結局は減免になっていると思う。具体的に今後はどうなるのか。

(財政課長) 登録している団体であっても、趣味のサークルだとすれば、その趣味のために使う場合においては、減免は全額ではなく 50%です。もちろん行政が関わっての話です。行政の関わりなく、団体の有志の活動であれば、規定通りの金額をいただくことになります。

(A 会長) 浦安市はなぜそうしたのか。財源に余裕はあると思うが。

(財政課長) 推測になってしまいますが、浦安市は公民館の利用率ですとか、あるいは徴収の手間を勘案して、料金を 100 円に下げたのではと思います。

すいません。先ほどの公民館の利用料の話で訂正があります。

12 ページで、②使用料の一部を減額、をご覧いただきたいのですが、あのところで、公共的団体、登録団体が団体本来の活動目的で利用するとき、これを一部減額、50%としております。先ほど、全額いただく予定だと申し上げましたけれども、訂正させていただきます。

(B 副会長) 専用駐車場以外の各施設の駐車場で料金を取るところはあるのか。

(財政課長) もりんぴあは全て有料です。それ以外に昨年度から職員が出先の行政機関に通勤のために自家用車で来て、敷地内に駐車する場合は、3,590 円を徴収するように例規を改正しました。行政財産の目的外使用ということでございます。

(C 委員) 市役所に勤務している人は、駐車場を借りるしかないため、そういうことでいけば公平ですね。

(行政管理課長) もりんぴあは駐車場有料なんですけれども、2時間の利用までは恐らく無料にしていると思います。子育て支援センターについては4時間まで無料にしていると思います。

(B 副会長) 国保の直営診療所の自動車使用料は何ですか。

(財政課長) 大栄に診療所がございまして、先生が往診に赴く際の車代、往診料となります。診療報酬には入っておりませんので。町時代に設定した単価のままです。

(C 委員) 火葬場の料金は無料だと思いますが、近隣自治体から上げてほしいとの声があるようだが、政策的に無料としているのか、それとも、先ほどの一定の理論で誰もが一度は必ず使用するから無料ということなのか。

(財政課長) 斎場使用料はいただいておりますが、火葬は市民は無料、市民以外の者は3~8万円をいただいております。

(A 会長) これからのスケジュールはどうなんでしょうか。

(課長補佐) 今後の予定ですが、第2回目は11月中旬から下旬ごろに、第3回目につきましては、来年1月中に開催いたしたいと考えております。詳細な日程については、後日調整をさせていただきます。その後の使用料・手数料の見直しにつきましては、本懇談会でいただいたご意見を、庁内の受益者負担適正化検討委員会とそれぞれの部会へ報告を行います。その後、改めて基本方針案を修正し、パブリックコメントの実施、その後、条例改正案を議会に上程、平成31年10月から施行する予定です。消費税の増税に合わせて行いたいと考えております。

(A 会長) 確認をさせていただきたいのですが、1ページと2ページの原価掛ける受益者負担割合という計算方式は今回初めて出てきたものか、以前からあつ

たものか。

(財政課長) この見直しに着手したのは、平成 27 年度からで、それまではこういった厳密な計算式による算定というものは行っておりませんでした。

(A 会長) では、今度はこういった算定式を公表して透明性を高めると。これに則って見直しをすると、部分的には少し使用料があがるが、下がることもあると。さほど大きな変化にはならないだろうと。

(財政課長) はい。実際には、減免の基本方針で定めた後も、担当課も独自に政策として減免としたいという施設も後から増えてくる可能性があるので、先ほど 2,000 万円と説明しましたが、あくまで机上の計算であり、実際にはあまり変わらないような額に落ち着くのではないかと考えております。

(A 会長) 6 つに分けた表も公表していくかと思います。この表はとても分かり易くていいと思います。その他細かいものはあるのでしょうか。

(財政課長) これで全て網羅しております。

(A 会長) 成田市は保養所はあるのか。

(財政課長) ありません。

(A 会長) 手数料は先ほど 300 円が 1,300 円という話がありましたが。

(財政課長) 資産税課の住宅用家屋証明手数料が他の税務証明手数料と同じ設定でしたが、他市の事例では 1,300 円というものが多かったため、見直しの対象としております。

(A 会長) 手数料算定の基本方式で算出するのか。

(財政課長) まだ 300 円で設定しておりますが、人件費等を加味しますと、1 件あたりの原価は 514 円となっております、これは上げるべきであろうと考えております。

(A 会長) 先ほどの算定方式がちょうど当てはまらないものもあるので、かなり細かく見る人もいると思うので、少々心配ではあります。

(財政課長) 一応全て計算上の資料は揃えようと考えております。

(E 委員) 指定管理者制度の導入施設は今回対象ではありませんが、それはいつ見直しをするのか。

(財政課長) 現在指定管理を受けている団体については、公の施設の指定管理者選定委員会で事業計画を提出し、選定されておりますので、前提となる使用料を指定管理期間の途中で変えるというのは、公正な競争を崩す恐れがあること、また、指定管理者によっては、利用料金制ということで、条例で定めた金額を上限として、それ以下で運用している可能性があります。その場合ですと、こちらが変えることも可能ですが、指定管理を行っている施設については、次回の選定から見直ししていきたいというのが、基本的な考え方です。指定管理団体がすぐに使用料を変えてもいいということで協議が整えば途中からでも可能ではあります。

(E 委員) 指定管理の切り替えの時に、見直しを行いますということを基本方針の中に書き込んだ方が良いのでは。

(財政課長) 当初案の時は入っておりましたが、今後切り替えまで見直しを行わないというのを約束してしまうことにもなりますので、このような表記となりました。

(A 会長) 他にないでしょうか。
それでは、先ほど事務局の説明のとおりスケジュールとなります。

その他特になければこれで終了とさせていただきます。進行にご協力いただき、ありがとうございました。

(課長補佐) 委員の皆様、どうもありがとうございました。
以上をもちまして、第1回成田市受益者負担の適正化に関する有識者懇談会を閉会とさせていただきます。